ホ　参議院事務局の事務総長がその任命を行うに際し参議院の憲法審査会の会長の同意を得た職

ヘ　任命権者又はその委任を受けた者がその任命を行うに際し内閣の承認を得た職

ト　内閣がその任免を行う検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第十五条第一項に規定する職

チ　会計検査院長が会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十四条第一項の規定により検査官の合議で決するところによりその任免及び進退を行う職（事務総局に置かれる事務総長、事務総局次長及び局長並びに事務総局に置かれる官房に置かれる総括審議官の職に限る。）

五　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十一条第一項に規定する実施期間の初日以後一年を経過する日までの期間内に、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて同項に規定する対象公共サービス従事者となるために退職した者

第四条及び第四条の二を次のように改める。

（法第五条第一項第五号に掲げる二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者）

第四条　法第五条第一項第五号に掲げる二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものは、二十五年以上勤続した者であつて、前条各号に掲げるものとする。

（退職の理由の記録）

第四条の二　法第八条の二第一項に規定する各省各庁の長等（以下「各省各庁の長等」という。）は、第三条各号（第一号中任期を終えて退職した者に係る部分及び第二号を除く。）に掲げる者の退職の理由について、総務省令で定めるところにより、記録を作成しなければならない。

第五条中「又はその委任を受けた者」を削る。

第五条の三第一項第一号中「第四条第二項第二号から第四号まで」を「第三条第一号及び第二号」に改め、同条第三項中「十年」を「十五年」に改め、同条第四項中「第五条第一項」を「第四条第一項及び第五条第一項」に、「百分の二（退職日俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表四号俸の額に相当する額以上である場合には、百分の一）」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一　退職日俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表四号俸の額に相当する額以上である職員　百分の一

二　退職日俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表一号俸の額に相当する額以上同表四号俸の額に相当する額未満である職員　百分の二

三　前二号に掲げる職員以外の職員　百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）

第五条の三第五項中「百分の二（特定減額前俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表四号俸の額に相当する額以上である場合には、百分の一）」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一　特定減額前俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表四号俸の額に相当する額以上である職員　百分の一

二　特定減額前俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表一号俸の額に相当する額以上同表四号俸の額に相当する額未満である職員　百分の二

三　前二号に掲げる職員以外の職員　百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）

第五条の四第一項中「前条第四項に規定する」を「前条第四項各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める」に改め、同条第二項中「前条第五項に規定する」を「前条第五項各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める」に改める。

第六条の六中「（昭和二十二年法律第六十一号）」を削る。

第九条の五を第九条の九とし、第二章中第九条の四の次に次の四条を加える。

（募集実施要項の記載事項）

第九条の五　法第八条の二第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　法第八条の二第一項の規定による募集（以下この条及び第九条の七において「募集」という。）の対象となるべき職員の範囲

二　法第八条の二第二項に規定する募集実施要項（以下この条及び第九条の七第三項において「募集実施要項」という。）の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨

三　法第八条の二第三項の規定による応募（以下この条及び第九条の七第三項において「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続

四　法第八条の二第六項の規定による通知の予定時期

五　第九条の七第三項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数

六　募集に関する問合せを受けるための連絡先

七　その他総務省令で定める事項

2　各省各庁の長等は、募集実施要項に前項第一号に掲げる職員の範囲を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に一を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、法第八条の二第一項第二号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

3　各省各庁の長等は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。

（法第八条の二第三項第四号に規定する懲戒処分から除かれる処分）

第九条の六　法第八条の二第三項第四号に規定する政令で定めるものは、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分とする。

（募集の期間の延長等に係る手続）

第九条の七　各省各庁の長等は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。

2　各省各庁の長等は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

3　各省各庁の長等が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

4　各省各庁の長等は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

（退職すべき期日の変更に係る手続）

第九条の八　各省各庁の長等は、法第八条の二第五項に規定する認定（以下この項において「認定」という。）を行つた後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この条において「認定応募者」という。）が同条第八項第三号に規定する退職すべき期日（以下この条において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、総務省令で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

2　各省各庁の長等は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、総務省令で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十一月一日）から施行する。ただし、目次及び第五条の改正規定並びに第九条の五を第九条の九とし、第二章中第九条の四の次に四条を加える改正規定並びに次条の規定は、平成二十五年六月一日から施行する。

（先行募集可能期間における経過措置）

第二条　前条ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十五年十月三十一日までの間（次項及び第三項において「先行募集可能期間」という。）においては、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（次項において「新退職手当法」という。）第八条の二第一項第一号中「第五条の三の政令で定める年齢」とあるのは、「退職の日において定められているその者に係る定年から十五年を減じた年齢」とする。